

「備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例
(案)」

に対する市民意見等の募集結果について

「備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例 (案)」について、ご意見を募集した結果について、ご意見の要旨と市の考え方は下記の通りです。

- ・意見募集期間 平成30年7月2日～7月31日
- ・意見募集結果 59件(10名)

番号	該当箇所 (項目)	意見等の要旨	市の考え方
1	第1条	条例を制定するにあたり、「太陽光発電設備設置事業と生活環境の調和」という目的達成のための大前提として、備前市の現状と課題及び目標(理想)とする姿を盛り込んだ「市の基本的理念」(景観条例の制定が必要かもしれません)を示すべきと考えます。	本条例は、太陽光発電設備に有用性が認められる反面、生活環境にも影響を及ぼす設備であることを踏まえ、市として一定のルールを設定する必要があるものと考え、制定に至りました。 このような考えから、本条例の目的規定を設定しておりましたが、いただいたご意見を踏まえ、備前市民が享受してきた生活環境の保全と地域の安心安全の形成について記載することが適切であると考えられることから、条例案の目的に「豊かな地域社会を形成することを目的とする。」旨を追加いたします。
2		良好かつ安全な市民生活及び自然環境が永続的に保持されるを加えて欲しい。	
3		生活環境保全と事業との調和を図り、豊かな地域社会を形成することを目的とする。 (環境と調和を図るだけではないと考える)	
4	第2条	近隣関係者・・・明確化した方がいいのでは。例えば設備から〇mとか。	「近隣関係者」については、定義に定めているように、「事業区域に隣接する土地の所有者並びに建築物

	第2条	<p>具体的事例として起り得るのが、1 mの用水路、1 mの道路を隔てたケースが出てくるのでは。</p>	<p>の所有者及び居住者」であり、土地や建築物の敷地の境界の一部が事業区域に接しているものとしています。</p>
5		<p>「近隣関係者」についてより具体的に且つ詳細に定義するべきと考えます。</p>	<p>ご指摘の事例においては、地域住民として説明の対象となります。なお、地域住民へは周知をするように規定しておりましたが、地域住民についても、説明を実施するように変更いたします。</p>
6		<p>地域住民・・・発電設備はA自治会、隣地はB自治会というケースが考えられないか。</p> <p>自治会と区域内に居住するものとの関係を明確にすべきでは。</p> <p>地域の安全と環境保全は自治組織が行政指導の元で保持努力すべきで居住する者の一部をもって、地域住民の総意となることが起り得ないか。</p>	<p>「地域住民」については、定義に定めているように、その区域に事業区域を含む自治会の区域内に居住する者としていますので、ご指摘の事例においては、A自治会の住民が地域住民となります。</p>
7	第4条	<p>被害を未然に防止する処置は永続的に担保されることを加えてほしい。</p> <p>(設置する土地の経年形質変化、気候変動を加味して、設計施工すべきの意図です。)</p>	<p>保守点検及び維持管理に関することについては、再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者が遵守すべき法令及びガイドラインにおいて規定されておりますが、再度、本市においても事業主の責任において遵守するよう、規則にて確約書の提出を求めていくこととします。</p>
8		<p>事業者の責務として、事業の実施に於いて、設置工事だけでなくその後の維持管理・施設撤去・廃止方法まで責務を負うことを明記するべきと考えます。また「規定」を作成されるのならその中で明記するべきと考えます。</p>	<p>再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者が遵守すべき法令及びガイドラインにおいては、事業開始後、倒産、廃業等何らかの理由で事業を終了する場合について、事業終了後の発電設備の撤去及び処分並びに撤去費用に関して定められておりますが、再度、本市においても事業</p>

	第4条		主の責任において遵守するよう、規則にて確約書の提出を求めていくこととします。
9		災害防止の観点から雨水の施設が完備され流末が確保されていること。	生活環境への被害を防止するための措置の詳細については規則において定めていきたいと考えております。
10		事業等の実施に当たり事業等の内容について土地所有者等及び近隣関係者並びに地域住民（代表として区長等）の事業承諾印を得るとともに、事業等に関する苦情、紛争等が発生したときは、誠意をもってその解決に努めなければならない。	<p>太陽光発電設備の設置は国が推進しており、設備の設置自体を禁止する法律はないことから、本条例案は住民等の同意まで求める規定にしておりません。</p> <p>しかしながら、生活環境への被害が発生しないよう事業主に対し、防止するために措置を講じさせるとともに、近隣関係者に対しての事業の説明、地域住民には周知することと規定しています。</p> <p>なお、地域住民にも周知だけでなく、説明をすることに変更し、規則により近隣関係者等の生活環境への影響、その影響を防止するために講ずる措置の具体的内容を中心に住民等へ事業の説明をするよう求めることとします。</p>
11		近隣関係者全員の同意をこの条例で太陽光発電事業にも開発申請、許可を制定。（追加）	<p>「許可」とは、原則として禁止している事項について、例外的に解除することであるため、太陽光発電設備の設置は国が推進しており、設備の設置自体を禁止する法律はないことから、本条例案は許可制ではなく届出制を採用しています。</p> <p>また、10の記載のとおり、住民等の同意まで求める規定にしておりません。</p> <p>しかし、ご指摘のように、事業</p>

	第4条		<p>に対しての心配もあると思いますので、生活環境への被害が発生しないよう事業主に対し、防止するために措置を講じさせるとともに、近隣関係者に対しての事業の説明、地域住民には周知することと規定しています。</p> <p>なお、地域住民にも周知だけでなく、説明をすることに変更し、規則により近隣関係者等の生活環境への影響、その影響を防止するために講ずる措置の具体的内容を中心に住民等へ事業の説明をするよう求めることとします。</p>
1 2	第5条	<p>事業の期間と事業の中止及び終了後の設備の取り扱いについてを加えるべきである。</p> <p>理由：設備更新しながら事業を継続するにしても、何らかの事情で中止、終了する場合が想定される。その場合設備を放置することは生活環境の悪化を招くことになるので、撤去等の環境保全責任者を明確にすべきである。</p>	<p>再生可能エネルギー発電事業を行うおうとする者が遵守すべき法令及びガイドラインにおいては、事業開始後、倒産、廃業等何らかの理由で事業を終了する場合について、事業終了後の発電設備の撤去及び処分並びに撤去費用に関して定められておりますが、再度、本市においても事業主の責任において遵守するよう、規則にて確約書の提出を求めていくこととします。</p>
1 3	<p>事業の終了後、或いは廃止後における施設の撤去、跡地の整備等の処理が適正に行われるよう、明文化する事。</p> <p>事業協議にあたっては、市も積極的に関与すること。(地元優先だけの指導はダメ)</p>		
1 4	<p>土地所有者がこの責務を遵守できない場合に、市(市長)の対処方法を明記すべきと考えます。また「規定」を作成されるのならその中で明記すべきと考えます。</p>	<p>土地所有者が責務を履行しない場合、土地所有者が事業主でもあるときには、事業主の責務として、本条例及び関係法令を遵守することが求められますので、これに違反した場</p>	

15	第5条	土地所有者が責務を履行不能となることは考えられないか。(高齢者等)	合には指導、勧告等の必要な措置を講じてまいります。 他方、土地所有者が事業主に単に土地を提供していたに留まる場合においては、土地所有者として取りうる措置については制限があると考えられ、生活環境への影響を解消できるのは事業主であると想定されることから、事業主に対して必要な措置を講ずることにより対処する考えであります。
16		事業区域内の管理を万全に行う。	設置後の維持管理の詳細については規則において定めていきたいと考えております。
17		特に維持管理・施設撤去・廃止方法について事業計画書に明記すべきと考えます。	事業計画書に明記させるようにいたします。
18	第6条	出力5kwまたは10kw以上とすべきでは。 (住宅街の空地では小容量となるが隣地に対する影響は大きいのは。)	土地の区画形質の変化により、事業地周辺に影響を与える程度は太陽光発電設備の事業規模に比例し増大します。 他方で、土地所有者は、自己が所有権を有する土地について、自由に利用管理できるのが原則であり、また、太陽光発電設備の設置は国が推進しています。
19		条約の適用範囲が、恐らく電気事業法等との兼ね合いから発電能力50Kw以上となっていると考えられるが、10Kw以上を条例対象とすることを希望します。	そこで、生活環境と事業の調和の観点から適用範囲を発電出力50キロワット以上としています。
20		適用範囲と共に「事業抑制地域或(景観条例適用地域)を定める内容」の項目を明記すべきと考えます。また「市(市長)の同意と市(市長)の同意の制限・拒否について」の項目を具体的に明記すべきと考えます。	「事業抑制地域(景観条例適用地域)」を定める予定はありませんが、規則により「立地に慎重な検討が必要な地域」を定め、その地域に関する関係法令手続の有無について報告を求めています。 また、本市においては太陽光発電

	第6条		事業について届出制とするため、市の同意等に関する規定を定めるものではありません。
21		森林法・農地法・都市計画法、その他法に適合する対策を行うこと	事業主が遵守すべき法律については、事前協議において説明するほか、事業の届出時に関係法令で定める手続の状況について報告を求める旨を規則で定めることを考えております。
22		当地区(大内)は、香登及び、西鶴山地域の最上流地域に位置しているため、当該地域の未整備の多い河川、排水路に与える影響は多大であると推測される。したがって出水の多くなると予測される当該事業地域には適していない。	本条例では太陽光発電設備の設置を禁止する地域を設ける予定はございませんが、土砂崩れや水害の対策等の技術基準につきましては、森林法や県土保全条例など各種法令等による規定が適用され、その他の設備については、備前市開発条例の技術基準に準じて対策を講じるように規定いたします。
23		住宅地域内の事業面積は、500㎡以内の小規模のものと規制して欲しい。 (理由：景観、反射熱及び光、排水等のため)	土地の区画形質の変化により、事業地周辺に影響を与える程度は太陽光発電設備の事業規模に比例し増大します。 そのため、一定規模を有する土地の形態変化に対し、条例を適用する必要があると考えます。 当市では、このような観点から事業面積ではなく、発電出力をもとに適用範囲を設定しています。
24		付近の景観に配慮すること	景観を著しく損なうかどうかの判断は難しく、景観を保護するための統一的な基準を設けることは困難です。しかしながら、景観への配慮は必要であることから、事前協議の際には、付近の景観への配慮措置を報告するよう求めてまいります。
25		景観を考慮し、太陽光発電を設	「保全地域」を定める予定はあり

	第6条	置できない、保全地域を設けなくていいのか。	ませんが、「立地に慎重な検討が必要な地域」を定め、その地域に関する関係法令手続の有無について報告を求める旨を規則で定めることを考えております。
26	第7条	<p>近接関係者に対する説明～は地域住民に対し、周知及び同意を得るものとする。</p> <p>同意を得られない個人については、自治会で必要な措置を取るものとする。</p> <p>自治会は事業主に苦情・改善要望を請求できるものとする。</p> <p>(個人では対応しかねると考える)</p>	<p>本条例は、近隣関係者等の同意まで求めるものではありませんが、近隣関係者への事業の説明を規定しており、規則により、近隣関係者への説明及び質問又は要望、回答などの近隣関係者への説明報告書の提出を求めています。</p> <p>また、本条例によって、事業主に対する意見や改善要望の形式を限定するものではありませんので、自治会において意見を集約した上で、意見表明をしていただくことも差し支えありません。</p>
27		<p>近隣関係者に対する説明及び地域住民に対する周知では不十分で、説明し協議するとしてほしい。</p> <p>(地域の安全と環境は地域の過去からの経緯、経過が有って保全されているので、その点を加味して検討されるべきでは。説明しました、周知しましたで終わっては困る。)</p>	<p>「近隣関係者」へ事業の説明を規定しており、規則により、近隣関係者説明報告書の提出を求め、近隣関係者への説明及び質問又は要望、回答などの状況を報告してもらいます。</p> <p>なお、地域住民にも周知だけでなく、説明をすることに変更し、規則により近隣関係者等の生活環境への影響、その影響を防止するために講ずる措置の具体的内容を中心に住民等へ事業の説明をするよう求めることとします。</p>
28		大ケ池に太陽光事業の計画が数件の事業者より打診があった様だが、地元地区としては、景観や水質問題等を考慮して、すでに「反対」の意思決定がされている。	本条例では太陽光発電設備の設置を禁止する地域を設ける予定はございませんが、条例案中に、事業主は生活環境への被害が発生しないよう配慮するとともに、近隣関係者に対

	第7条		<p>しての事業の説明、地域住民には周知することと規定しています。</p> <p>なお、地域住民にも周知だけでなく、説明をすることに変更し、規則により近隣関係者等の生活環境への影響、その影響を防止するために講ずる措置の具体的内容を中心に住民等へ事業の説明をするよう求めることとします。</p>
29		市（市長）は第2条でいう「近隣関係者」との協議の場の設置について明記すべきと考えます。	「近隣関係者」への事業の説明を規定しており、規則により、近隣関係者への説明及び質問又は要望、回答などの近隣関係者説明報告書の提出を求めています。
30		市（市長）は事業者と近隣関係者間に齟齬が生じた場合について、諮問機関である「審議会」の設置など、その解決方法について明記すべきと考えます。	本条例は、近隣関係者等の同意まで求めるものではなく、事業主と近隣関係者間に齟齬が生じた場合の調整手続は予定しておりませんが、近隣関係者への事業の説明を規定しており、規則により、近隣関係者への説明及び質問又は要望、回答などの近隣関係者への説明報告書の提出を求めています。
31	第8条	<p>近隣関係者、地域住民の同意を得るようにしてもらいたい。</p> <p>（7条同様、説明しました、周知しましたでは困る。）</p>	本条例は、近隣関係者等の同意まで求めるものではありませんが、近隣関係者への事業の説明を規定しており、規則により、近隣関係者への説明及び質問又は要望、回答などの近隣関係者への説明報告書の提出を求めています。
32		<p>事業主は～説明と事業等を周知しなければならないとなっているが、周知のみでは不十分。</p> <p>たとえば、看板掲示で周知とするなら、問題ないと思う。</p> <p>→周知及び同意を得るものとす</p>	ご指摘のように、事業に対しての心配もあると思いますので、近隣関係者には、事業の説明及び、地域住民へは周知をするように規定しておりましたが、地域住民についても、説明を実施するように変更いたしま

	第8条	る。	す。
33		影響のある近隣の関係者の同意をえること。	本条例は、近隣関係者等の同意まで求めるものではありませんが、近隣関係者への事業の説明及び、規則により、近隣関係者への説明及び質問又は要望、回答などの近隣関係者への説明報告書の提出を求めています。
34		大気温度などに影響がある場合に、関係者の同意をえること。	
35	第9条	<p>事前協議は事業者と市、近隣関係者説明会等は事業者と市民の間で行われるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と市民の接点はどこであるのか。 ・説明会に市は立ち会うのか。 ・また事前協議の段階で実際の問題点を市が把握できるのか。 ・単に書類の様式を整えるだけでなく、生活環境に与える影響を精査はどの段階で行われるのか。 	<p>市と市民との接点については、この届出制度の中では直接ありませんが、届出前には近隣関係者への説明を規定していますので、疑義が生じた場合はご相談下さい。また、市の職員が説明会に立ち会うことは予定していません。</p> <p>生活環境に与える影響や問題点の把握については、事業主から事前協議、届出の段階で必要書類の提出を求めています。</p>
36		「(6)生活環境への被害を防止するための措置」については、(6)自然及び生活環境への被害を防止するための措置」と変更し、事業主は当事業実施による環境影響を調査・検討し、それに講ずる措置を明記すべきと考えます。(規模によれば「環境アセスメント」の実施を義務づける必要もあると考えます)	<p>規則において生活環境への被害を防止する措置の具体的内容を定めることを考えております。</p> <p>事業主が規則に定めた措置を講じていないと認められる場合は、指導、勧告等により是正を求めることとなります。</p>
37		大規模な場合には環境アセスメントを実施すること。	国の環境影響評価法において、太陽光発電所を対象としていないこと、環境影響評価法施行令においても、風力発電所は対象とされていますが、太陽光発電所については対象としていないことから、本条例においても環境アセスメントの実施を義

	第9条		務付ける規定を設けることとはして おりません。
38		最近、大型の太陽光発電設備の 設置がよく見受けられますが、土 地の形状を変更しなければなら ないような場所であったり、近隣に 沢山住宅が在るような場所に設置 されているケースを見受けます。 反射光の問題や自然破壊が取りざ たされる中、環境に充分配慮した 計画が望まれます。届出を受けた 行政として強力な指導を行ってほ しいと思います。その為の条文を 整備して下さい。	生活環境への被害を防止するた めの措置の詳細については規則にお いて条文を定めていきたいと考 えております。
39	第12条	開発にあたり、事業主、施工主、 管理業者の精査に努めるとともに 事業開始後における事業主の変 更（譲渡を含む）、又、管理者の変 更についても同様、適切な事業運 用が行われるよう、市は監理、監 督を行うこと。	事業主は、事業等に変更が生じ るときは、条例案第12条第1項 により、市長への届出をしなければ なりません。
40		事業開始後、倒産、廃業等何ら かの理由で事業を廃止する場合は 装置を事業者の責任で撤去する。 (新設)	再生可能エネルギー発電事業を行 おうとする者が遵守すべき法令及 びガイドラインにおいては、事業開 始後、倒産、廃業等何らかの理由 で事業を終了する場合について、 事業終了後の発電設備の撤去及び 処分並びに撤去費用に関して定め られておりますが、再度、本市に おいても事業主の責任において遵 守するよう、規則にて確約書の提 出を求めていくこととします。
41	第14条	条例に違反、市長の勧告に従わ ないときは工事を中止させたり、 廃止させ、現状に復帰させること ができるとしてほしい。	事業主の責務として、本条例及び 関係法令を遵守することや条例に おいて正当な理由なく勧告に従わ ない場合は公表を行う旨を規定いた しま

	第 1 4		す。
4 2	条	対策が実行できない場合は、市長はその設備を撤去させ、工事着手前の現状に復帰を命ずることができる。	なお、条例に違反した場合には、国と連携するなど、しかるべき対応をとってまいります。
4 3		工事完了、運用開始後、環境問題が発生した場合、市長は対策を実施させることができるとしてほしい。	問題発生時には、設置者に設備のメンテナンス、及び設置区域周辺への安全対策の指導を行います。
4 4	第 1 7 条	条例制定前の「かけこみ違反行為」を防ぐ為、条例の遡っての適用を。	本条例においては、隣接地住民等に対する説明を行うことを規定しており、このことを確実なものとするため、一定の周知期間が必要と考えております。
4 5	その他	「申請書の縦覧」について明記するべきと考えます。	「申請書の縦覧」については、事業説明の実施を義務付けておりますことから、事業主に対して、その事業内容を確認していただくことができるものと考えております。
4 6		工事完了、運用開始後、近隣地の著しい気温上昇、太陽光の反射等、想定外の事態が生じた場合は市長は事業者に対し、業務の停止、設備の撤去等の命令を下すことが出来る。	事業主の責務として、本条例及び関係法令を遵守することを定めています。また、市長は、適切な措置の必要があると認めるときは、事業者若しくは又は工事施工者に対して、適切な措置を講ずるよう指導等を行うことができる旨を規定しています。 なお、条例に違反した場合には、国に通報するなどしかるべき対応をとってまいります。
4 7		森林法・宅地造成等規制法・電気事業法・環境影響評価条例など、事業主が遵守すべき法律について明記し、また規模や能力によっては該当しない小規模施設でも守るべき「ガイドライン」の作成が必	事業主が遵守すべき法律については、事前協議において説明するほか、事業の届出時に関係法令で定める手続の状況について報告を求める旨を規則で定めることを考えております。

	その他	要と考えます。	また、再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者は、資源エネルギー庁の定める事業計画策定ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言等の対象となります。そのため、当市においてこれとは別にガイドラインを定める予定はございません。
48		太陽光発電が実用化され、久しいが未だに環境に対する影響度が明確になっていないのはなぜか。具体的に隣地に対する、光、熱等の影響。 前記を踏まえたガイドラインを設けることを提案します。	
49		今後、この条例に基づくことや、太陽光発電事業についての住民相談窓口を設置することを希望します。	担当課にご相談下さい。
50		資力、及び信用度に欠ける事業者に対する対応が必要では。将来に問題を残すことにならないか。	事業主の責務として、本条例及び関係法令を遵守することや条例において正当な理由なく勧告に従わない場合は公表を行う旨を規定いたします。 なお、条例に違反した場合には、国と連携するなど、しかるべき対応をとってまいります。
51		再生可能エネルギーの重要性は昨今の気候変動から見ても人類の英知を集約し取り組むべき大きな課題であることは重々承知しているが、それがため生活環境や自然環境の破壊が有ってはならないと考える。	貴重なご意見ありがとうございます。そのため、本条例を作成しているものです。
52		現状太陽光発電が手軽な投機の対象となっているのではと思われることも有り、現状を危惧している。	「投資対象」として事業を行うことについての規制は、本条例では困難と考えます。
53		事業者と地域住民の利益は一致しない。どうバランスをとってゆくのか、検討する場が必要では。	国のガイドライン及び本条例において、調整を図っていく考えです。

5 4	その他	山林を大規模に伐採し、太陽光発電設備を設置しているケースが見られるが、貴重なCO2吸収源を削り、さらには水保全環境を悪化させ、理解に苦しむ。	国のガイドライン、森林法及び本条例において、調整を図っていく考えです。
5 5		甘い話に誘われて土地使用を了解する様なことはないか。	事業主の責務が第一義と考えますが、土地の所有者は自由に土地を管理する権利があるとはいえ、生活環境への被害を及ぼすおそれのある事業等を行う事業主への土地の提供等に一定の歯止めが必要であると考えられることから、土地所有者等の責務の項目を設けております。
5 6		備前市にとっての太陽光発電のメリットは何が有るのか、教えてください。(行政費用とのバランス)	太陽光発電は、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入として地球温暖化対策となります。 また、耕作放棄地や遊休地の地域資源の活用策とも考えられます。
5 7		投資目的とならないよう、事業者は継続して10年以上事業を実施すること	事業主には営業の自由があることから、事業の継続を義務づけすることは難しいと考えます。
5 8		転売、廃業、倒産等で設備の維持管理が不能となり、廃却物が放置されることがないか。	再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者が遵守すべき法令及びガイドラインにおいては、事業開始後、倒産、廃業等何らかの理由で事業を終了する場合について、事業終了後の発電設備の撤去及び処分並びに撤去費用に関して定められておりますが、再度、本市においても事業主の責任において遵守するよう、規則にて確約書の提出を求めていくこととします。
5 9		発電設備の撤去費用を設置時に担保しておくべきでは。 家電リサイクルの例	